

市川ハイツ管理規約第18条に定める
動物飼育の特例承認に関する内規

市川ハイツ管理組合

平成21年3月8日

目 次

第1条 (目的)	1
第2条 (承認の判断基準)	1
第3条 (飼育申請のできる居住者)	1
第4条 (飼育動物の範囲及び数量制限)	1
第5条 (申請手続き)	2
第6条 (承認の手続き及び内容)	2
第7条 (動物の管理)	2
第8条 (雑則)	2
第9条 (内規の改廃)	2

附 則

第1条 (内規の発効)	3
第2条 (内規発効日現在動物を飼育している者の特例)	3

別記様式第1「動物飼育申請書」

別記様式第2「誓約書」

別記様式第3「動物飼育承認(不承認)書」

市川ハイツ管理規約第18条に定める
動物飼育の特例承認に関する内規

(目的)

第1条 この規定は、市川ハイツ管理規約第18条に定める動物飼育の特例承認に関する解釈及び取扱基準を定めるものである。

(承認の判断基準)

第2条 動物飼育の申請の審査、判断にあたっては、原則禁止の規約の精神を第一義とするとともに居住者の総意及び安全を最優先事項として、次の順位で判断、決定するものとする。

- 1 原則禁止の規約の精神から、特別な事由に基づくもののほか、承認はしない。
- 2 承認するにあたって判断に迷うときは、原則禁止の精神に立ち返って判断する
- 3 現状を原則に近づけるよう、当ハイツにおける飼育頭数を可能な限り漸減する。

(飼育申請のできる居住者)

第3条 管理組合に犬、猫等の動物の飼育を承認の申請をすることのできる資格者を次のとおり限定する。

- (1) 居住者のうち、盲導犬、聴導犬、介護(介助)犬等を必要とする者
- (2) 病気療養に動物等の介護、介助が必要であると、医師に認められた者
- (3) 65歳以上の独居者及び夫婦ともに居住しているが、いずれかが75歳に達して居る者であって、動物飼育の必要性が特に高いと認められる者

(飼育動物の範囲及び数量制限)

第4条 飼育できる動物は、盲導犬、聴導犬、介護(介助)犬等の動物を除き、次のとおりとする。

- (1) 犬、猫にあつては、成犬、成猫時の体型及び大きさを、高齢な飼育者であっても、自ら飼育動物を制御し運搬できる大きさとする。おおむね体長50Cm、体重10Kg以内に限定する
- (2) 爬虫類の飼育は、認めない
- (3) 飼育できる動物は、一戸につき犬、猫は一匹、小鳥(鳩を除く。)及び昆虫(毒性を有するものを除く。例：毒蜘蛛。)

は一籠とし、複数の種類の動物飼育は認めない

(申請手続き)

第5条 前3条及び第4条に定める要件に該当する者は、別記様式第1「動物飼育申請書」及び別記様式第2「誓約書」をもって、管理組合に動物飼育の申請をすることができる。

2 小鳥、昆虫類の飼育に関しては、前条第3号の制約条件に服するほか、特に申請手続きをすることを要しない。

(承認の手続き及び内容)

第6条 前条の申請に基づき、管理組合として承認若しくは不承認を内定したときは、当該審議の結果を申請した者に、別紙第3「動物飼育承認(不承認)書」をもって通知する。

2 前項の結果は、直近の組合の総会において申請した理由及び承認をしない理由を報告し、組合員の了承を得るものとする。

3 動物を飼育することが承認されたのは、申請された当該動物の個体について承認したのであって、継続して同一種類の動物の飼育を承認したものではない。

(動物の管理)

第7条 飼育動物の管理は、盲導犬、聴導犬、介護(介助)犬等の動物を除き、管理組合の指導により動物飼育を承認された者総員をもって、別途飼育動物管理組織を創設させ自主管理を行なわせる。

2 管理組合は、原則として飼育動物を介して感染する流行性疾病等が発生した場合を除き、直接的な管理は行なわない。ただし、規約及び細則に違反する飼育者に対する処置事項並びに自主管理組織のみでは対処出来ないと判断された以下の事項に関しては、管理組合として対応する。

(1) 飼育動物の飼育是正勧告、指導

(2) 飼育動物の飼育禁止処置

(3) 飼育者が管理組合の勧告、是正処置等に従わない場合の管理組合に関係する損害賠償請求事案並びに訴訟事案

3 前各項に違反したものは以後の動物飼育を認めない。

(雑則)

第8条 この規定に定めが無い事項については、規約、細則及び総会の決議事項の定めるところによる。

(内規の改廃)

第9条 この内規は五年間試行の後、見直し検討を実施したうえで必要があれば、改正するものとする。

附 則

(内規の発効)

第1条 この内規は、平成 年 月 日に成立するが、飼育動物自主管理組織を創設した時点から効力を生じる。

(内規発効日現在動物を飼育している者の特例)

第2条 この規定の効力発効日現在において、無承認で動物を飼育している者は、第5条に基づき直ちに飼育申請を提出し、承認を得なければ飼育する事はできない。

- 2 発効日現在、動物を飼育している者は、総員をもって速やかに自主管理組織を創立して、2ヶ月の経過期間終了後、第4条の基準に適合させるよう努力すると共に当該代表者は、その状況を管理組合に報告して次期総会において居住者の承認を得るものとする。

動物飼育申請書

平成 年 月 日

市川ハイツ管理組合

理事長 _____ 殿

申請者氏名 _____ 印

私は、動物飼育に関する内規第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり動物の飼育を申請致します。

記

1 対象住戸 _____ 棟 _____ 室

2 動物の飼育を必要とする理由

3 動物の種類

4 雌雄の別

5 生年月日

6 成犬（成猫）時の予測身長及び体重

7 管理上（飼育、性質等）の特異な事項

必須記入事項： 事情の変更から、申請する当該動物の飼育困難な場合に飼育依頼できる代理飼育者及び場所（動物病院等）。

誓 約 書

平成 年 月 日

市川ハイツ管理組合

理事長 _____ 殿

_____ 棟 _____ 号室

申請者氏名 _____ 印

私は、法令、並びに市川ハイツ管理組合規約、細則類、及び動物飼育に関する内規並びにその他の規則類を遵守し、共用財産及び他の居住者に危害・損害・迷惑を掛けないことを誓います。

万一違反した場合には、飼育を禁止されても異議は申し立てません。

動物飼育承認（不承認）書

平成 年 月 日

棟 号室

殿

市川ハイツ管理組合

理事長 印

申請のありました動物の飼育につき審議の結果、下記の要件により承認（不承認）となりましたので通知します。

記

承認（不承認）の事由

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____
- 4 _____
- 5 _____
- 6 _____
- 7 _____